

令和4年6月8日
都市局
まちづくり推進課

名古屋の玄関口にふさわしい魅力ある都心核を創る

～（仮称）錦三丁目25番街区計画を国土交通大臣が認定～

（愛知県名古屋市）

国土交通大臣は、（仮称）錦三丁目25番街区計画を優良な民間都市再生事業計画として認定しました。これにより、金融支援や税制上の特例措置の支援が受けられます。

本事業では、名古屋駅周辺・伏見・栄地域において、ホテル・オフィス・商業等の複合施設を整備し、名古屋の玄関口にふさわしい魅力ある都心核の形成を図ります。

本計画は、以下を中心に、名古屋駅周辺・伏見・栄地域において名古屋の玄関口にふさわしい魅力ある都心核の形成を図ります。

- ラグジュアリーホテル、オフィス、イノベーション施設、シアター等の複合的な整備による、名古屋の玄関口にふさわしい国際的かつ広域的な訴求力の向上
- 久屋大通公園、広小路通、大津通に面した屋上広場の整備による、施設利用者の回遊性の向上
- 地域冷暖房施設の導入による、環境への配慮と防災性の向上



<問い合わせ先>

国土交通省 都市局 まちづくり推進課 都市開発金融支援室

担当：田端、小宮、林、植島

電話：03-5253-8111(代表) (内線 32-542, 32-536, 30-615, 32-544)
03-5253-8127(直通)

FAX：03-5253-1589

民間都市再生事業計画の内容の公表

1. 申請事業者の名称 三菱地所株式会社、明治安田生命保険相互会社、株式会社中日新聞社、株式会社パルコ

2. 都市再生事業の名称 (仮称) 錦三丁目 25 番街区計画

3. 都市再生事業の目的

本事業区域は、都市再生特別措置法に基づく都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域の“名古屋駅周辺・伏見・栄地域”に位置し、その地域整備方針には、「名古屋大都市圏の玄関口にふさわしい、高い国際競争力を発揮する世界的先進地区の形成」などの方針が定められている。

本計画では、ラグジュアリーホテルやオフィス・イノベーション施設の整備等による国際競争力強化を見据えた高度機能の集積、地下街と地下鉄を接続する通路や久屋大通り等に沿った店舗・歩道状空地の整備等によるエリア全体の回遊性の向上、地域冷暖房供給施設や災害時退避施設の整備等による環境への配慮・防災性の向上を通じ、今後の栄再開発をリードするシンボル拠点の形成を図る。

4. 事業施行期間 令和4年7月1日～令和8年3月31日(予定)

5. 事業区域

(1) 位置 愛知県名古屋市中区錦三丁目 2501 番 1、2501 番 2、2514 番

(2) 面積 11,037.01 m²

6. 建築物及びその敷地並びに公共施設の整備に関する事業の概要

(1) 建築物の建築面積等

建築物 番号	階 数	建築 面積	延べ面積 (容積対象面積)	敷地 面積	延べ面積 の敷地面 積に対す る割合	建築面積 の敷地面 積に対す る割合
1	塔屋1階 地上41階 地下4階	4,620.07 m ²	109,700.44 m ² (99,631.31 m ²)	4,866.40 m ²	2,047.33%	94.94%
合 計		4,620.07 m ²	109,700.44 m ² (99,631.31 m ²)	4,866.40 m ²	2,047.33%	94.94%

(2) 建築物構造、設備及び用途

[建築物番号1]

- ・ 構造方法 地上：鉄骨造（柱：CFT造）、地下：鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・ 設備 空調設備、衛生設備、電気設備、防災設備、昇降機、DHC施設
- ・ 用途 事務所、ホテル、シアター、商業、駐車場

(3) 公共施設の種類、規模等

道路 545.59 m²

7. 事業スケジュール (予定)

令和4年7月1日 着工
 令和8年3月31日 竣工

令和3年度				令和4年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度			
4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
実施設計・確認申請																			
				着工															
				竣工															

■ イメージ図・施設概要図



■ 周辺状況



施設概要図

